

# 『ピンハネは一割』が国のオキテ

## 釜野安好

「続・人夫出この儲け」なるけったいな  
作文を書き送った四と五日後、週刊文春  
の水着モデルの大森事件に關係した記事に  
おいて、次の様なモデルクラブの内実を記  
した文章に出会った。

大要は――

一、現在の日本の職安法では、特殊な技能  
を要求される職種の外は有料の職業紹介が  
禁じられている。モデルクラブはその特殊  
の例外規定によつて存立を許されている業  
界で、大ろん労働大臣の許可がある。

二、参考までに職業紹介の手数料として法  
的に認められているのは、ギヤラの一〇%。  
モデルへのギヤラとは別に、求人側から事  
業所に払われる。

釜で働かねばならぬ身としては、あまり

にも人夫出このピンハネがきつ過ぎるので  
はないかしと日頃考えていたが、これを読  
んで、まさしくこれぞ正解であると思つた。  
国家公務員上級職とよばれる天下のを才  
が海外事情等を視察のつえ、考察・決定さ  
れたのだから、決定事項は誰が考えてもア  
タリマエの事ではある。

わくや法律なんぞ勉強した事もない。高  
校だけビリから三番位で卒業さくてもろた  
事があるが、労働基準法・職安法なんぞと  
いふころものには縁もゆかりもなかつた。  
もちろん右翼屋さんの理論も、赤旗屋さん  
の本も読んだことはない。

ただ、商売人の息子ゆえか、金の出入り  
にはカンが働く。その感<sup>カ</sup>をもとに、聞いた  
り考えたりにして、今まで、現世に投稿し

た。……人夫出は一刻の手  
数料でなりたつ。という結論に達した。

なんのこともない、強いアタマで考える  
までもなく、国は職業紹介において一刻以  
上の手数料を取ってはならぬと定めてある  
らしい。

いざいざをみつめて職業法や労働基準法  
とやらも読んでみたいと思ふが、とりあえ  
ず文春の記事を信用すれば、俺が以前に  
「渡世」に報告した洗濯屋のスケッチ職紹  
介所において、一刻ピンハネする事も違  
法という事になる。正しくは、八千円のギ  
ヤラなら八百円の手数料を、事業主側が紹  
介所に払え、というのが国の定めではある。  
もちろん労働者は八千円をそのまま受け  
とれる。

だめ押し的に言えば、法的には公共機関  
以外は有料の職業紹介は禁じられている。  
例外として、特定の業種について労働大臣  
が認め、一刻のピンハネ以内で職業するな

挿したのか、オムンクとも、一刻の手数  
料をゼリなさいと行政指導しないのか。

バカな釜野安好がアホなアタマひわって  
きえるまでもなく、天下の秀才は、職業紹  
介つまり人夫出の屋は一刻以内の手数料で  
営業せえと指示されておられるではおまへ  
んか。まあ、職業紹介業においては節度あ  
る営業が求められるといった所だろうが、  
働かぬば食えぬ弱い身としては当然の言葉  
ではある。

人夫出の屋が日本国の認めた正業かどう  
か、今の俺には解からぬ。ただ女郎屋は国  
の認めぬ商売である事は知っている。

俺自身、恥しながら女郎屋の世話にはよ  
くなつたので、その存在まで否定する気は  
はない。身を売らなければならぬ女  
の事情を考えてれば、良心的営業を女郎  
屋に望むというより、おころ公営の女郎屋  
を作つて明細会計で営業させたるのが本来  
の道であると思ふ。

ればこれに許可する、というのが日本国の  
たてまえらしい。

釜の実状が、おあよそこんな立派な法律  
と無縁なものであるか、しやべる気にな  
らん。おなごすぎる。

西成警察が、職業は職業紹介せえ、と工  
ンゼツした楯恒治なる男を、道路交通法違  
反でたたきこんだと聞いた時、わくせ西成  
警察をオカミと呼ぶ氣力をなくした。考え  
るまでもなく、事の順序が間違っている。  
楯恒治をほろりこた前に、人夫出の三態模  
倣するのが事の道理ではないか？

楯恒治がインテリ赤色政治青年である事  
は想像はつくが、や、ってる事、言、てる事  
は残念ながら西成署のずつと上をいって  
る。

わくせ革命理論なんぞ知りそくないし、  
また読んでも解かりはこないだろう。平仄  
な日本人として一言いわけてもらえば、国  
法に違反している「人夫出の屋」をなぜ違

おかしな事をこやでった様だが、同じ事  
は人夫出の屋にも言える。どうせ身を売ら  
なければ生きられぬ釜の人間として、た  
のおから官営の人夫出を作つてくれと  
いうのがいつわらざる悲痛なさびである。  
ひとさんが汗水流してかせいだ金の三割  
近くピンハネするのが人夫出の屋である。  
奴等の集合場所が労働センターという官営  
の地であるからあきれはてる。なんの事は  
ない、センターは公営の女郎屋みたいなも  
んではないか。

法において一刻しか取つてはならぬと定  
められているのに、三割近くピンハネする  
のだから、これ程ボロ儲けする商売も少し  
一度とてセンターの中に、人夫出の屋  
は一刻の手数料で営業くなさい、と指導書  
を提示したなれば、わくせ、おはせ死んで  
さい。

最後に一言いわけていただけなら、釜  
に住む身として一番大事な事は、治安対策

用に四千百円頂戴致す事なんぞではなく、みずから汗水流して働いた金を、そのまま頂戴したいとの一念だけである。

残念ながらこの事は実現されてはいないが、いずれ実現されねばならぬ事からはあるにちがいない。

再度いねさせてもらえるならば、釜の正常化を考える人々にとって、釜の人夫出く存在は無視できないはずである。

たつて最後に申し述べさせてもらうなら、釜の悲劇を追放する事を考えるなら、人夫出くの強烈なピンハネを正常化するべきとの結論がでるはずである。

それをせらんオカミにも勝れた煮えくり返らざるを得ない。こんな事では日本国は将来は憂慮せよ。

附記・釜に住み始めて三年余りになるが、やつに好きこのんで住んだわけでもない。石油ショックというものがあつた後、

需要抑制策というものがあつた。当時、俺

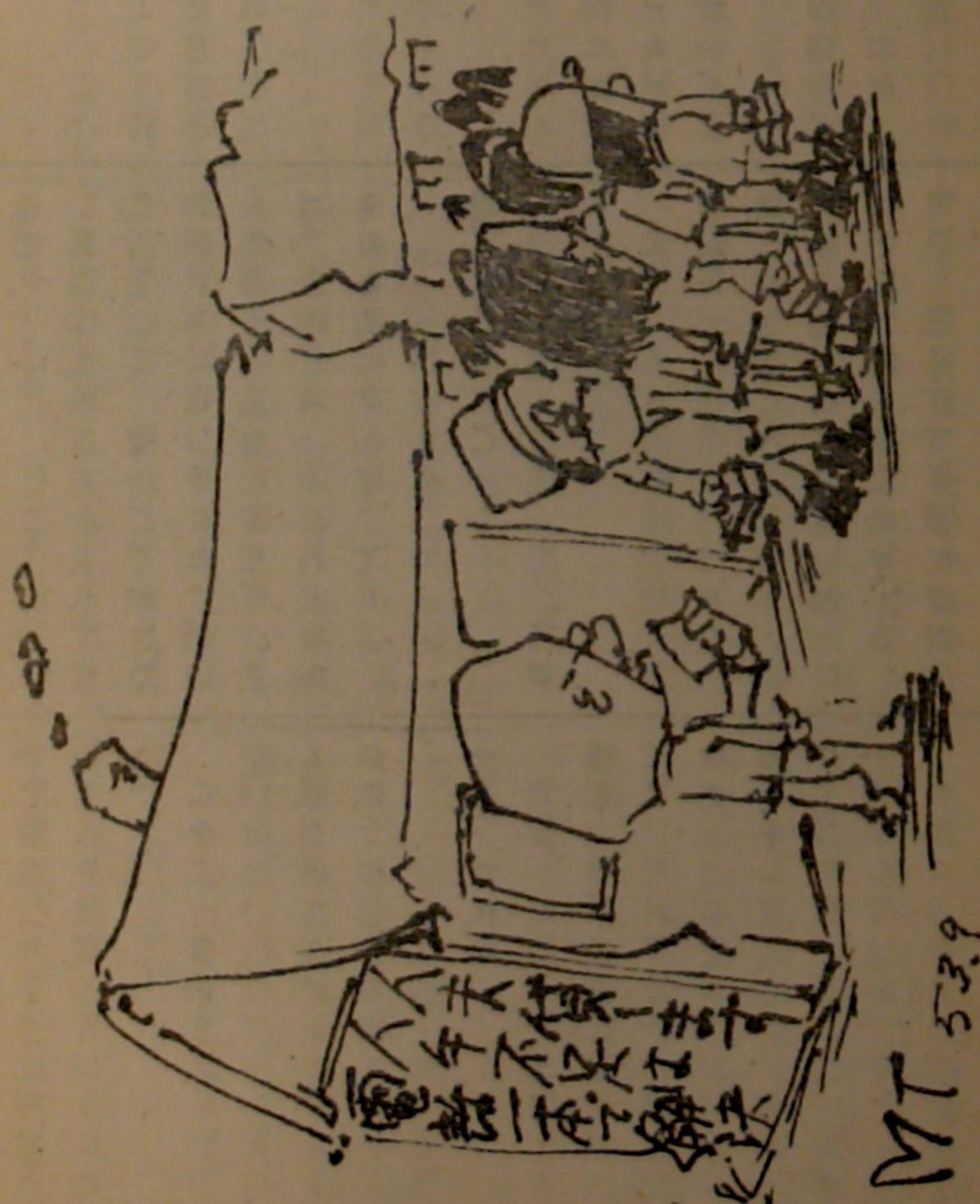
は高級クラブ相手専門の商売を始めたばかりだつた。企業の交際費でもつクラブは不況の波をもろにかぶっていた。多くの有名クラブが廃業、転業したし、一時休業や縮小経営えき川ぬ。今の造船不況と酷似している。

結局、俺も倒産して釜で生活するはめになつた。当時の釜の仕屋のなさといたら、不況のクラブ商売以上で、悲愴の一言につきる。

もとより人に頼れる身分ではないので、いざおうなくに食のねばならんとの一心でクラクラする思いでこがみつく様にしてやつた土方検査であつた。

気づいてみれば、見事一も余りさせたなあという思いと、肉体労働がただけにだけは強くなつたなあという、変な自信だけである。

釜の生活  
 釜の生活の苦しみ



MT 539